

## 香川県条例第22号

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和37年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>平成23年4月10日に行われる一般選挙により選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第2条第1項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。